

広島市条例第 35 号

令和 8 年 6 月 26 日

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年広島市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 5 第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。